

ぐるーぷほーむ せいかつ グループホームの生活についてだいじなことを説明します

せつめい
（共同生活援助事業「いこいの村・コスモス寮」重要事項説明書）

これから、あなたにぐるーぷほーむ せいかつ について、ここに書いてあるだいじなことを説明します。わからないことがあったら、わからないといってください。よくわかるまで説明します。

1・このグループホームを運営しているのは

しゃかいふくしほうじんきょうとちょうかくげんごしょうがいしゃふくしきょうかい
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会です。

じむしょ きょうとふじょうようしてらだはやしのくち11ばん64
事務所は京都府城陽市寺田林ノ口11番64です。

でんわばんごう
電話番号は0774-30-9000です。

だいひょうしゃ りじちょう たかだ えいち
代表者は理事長 高田 英一です。

せつりつ しょうわ ねん がつ にち
設立は1978(昭和53)年6月1日です。

2・グループホーム「いこいの村・コスモス寮」のことについて

(1) あなたが生活するグループホームは「いこいの村・コスモス寮」といいます。

ばしょ あやべしとくらなばたけちょうおりかみだ
綾部市十倉名畑 町 折紙田18-1

かんり ひと きょうどうせいかつえんじょかんりりしゃ よしだ わたる
管理している人 共同生活援助管理者 吉田 航

でんわばんごう
電話番号 0773-46-0102

ふ あ く す ばんごう
ファクス番号 0773-46-0903

このグループホームのバックアップ施設（「いこいの村・コスモス寮」のこを援助するところ）は、障害者支援施設いこいの村栗の木寮です。この事業所は、昭和57年5月にできました。

この住居は、4人で生活することになっています。

ぐるーぷほーむ せいかつ ばっくあっぷせつ きょうりよく じゅうきょ えいせい あんぜん まも
グループホームとバックアップ施設と協力して、住居の衛生と安全を守ります。

(2) この住居は、あなたが地域でふつうの生活ができるように、世話人が、あなたの力でむずかしいところを援助したり、いっしょに生活する利用者と仲良くできるよう援助するところです。あなたに困ったことができたり、わからないことがあったり、できないことがあったら世話人に教えてください。

(3) この住居（コスモス寮）には、あなたたちが生活する部屋が4つ、部屋にはお風呂とトイレが付いています。

- (4) 世話人がグループホームにいる時間は次のとおりです
月曜日から金曜日までは、午後4時30分から次の朝の9時00分までです。
土曜日、日曜日、祝日など休みの日は、利用状況に応じて、朝9時00分から午後5時00分までの時間もあります。

3・生活について

(1) あなたの部屋のこと

- ① あなたの部屋には蛍光灯とエアコンとカーテンと押入れがあります。テレビ・たんす、カーペット、ふとん、ベッドなどはあなたの好きなものを持ってきてください。
- ② あなたの部屋にあるものがこわれたら、世話人に言ってください。
- ③ お金など大切なものは、自分で管理してください。
- ④ あなたの部屋は、掃除をしてきれいにしてください。
- ⑤ 世話人やほかの人は、あなたに黙って、あなたの部屋に入りません。

(2) 食事のこと

- ① 世話人は栄養が偏らないことや、あなたの体のことに気をつけて食事をつくりします。
- ② 朝ごはんは7時00分から食べられるようにします。仕事や旅行などのつごうで早く食べたいときは世話人に言ってください。
- ③ 夜のごはんは7時00分から食べられるようにします。仕事などの都合で遅くなるときは世話人に言ってください。
- ④ あなたが世話人といっしょに料理をつくったり、料理をならべたり、後片付けをしていただけるとうれしいです。ただ、体の調子が悪い人は無理にやらないでください。
- ⑤ たまには、外に食事にでかけることも考えます。

(3) お風呂のこと

- ① 石鹸やシャンプーなどは、あなたの好きな石鹸やシャンプーなどを自分で用意して下さい。
- ② 体や頭を洗うのを手伝ってほしいときは、世話人に言ってください。

(4) 歯磨きや顔を洗うこと

- ① 洗面所で歯磨きや顔を洗ってください。
- ② 自分でできない人は世話人が手伝います。

(5) 着るものこと

- ① あなたが着るものことで、困っていたら世話人に言ってください。
- ② あなたの着ているものが汚れたら洗濯してください。

- ③ 洗濯機せんたくきの使い方つかがわからなかつたら、世話人せわにんに言ってください。
- ④ 自分で洗濯せんたくできない人ひとは世話人せわにんが手伝てつだいます。
- ⑤ あなたの着きているものが、やぶれたり、古ふるなつたりして着きることができなくなつたら、タンズや押入おしりに入れておかないで世話人せわにんに言ってください。

(6) 寝ること

- ① ふとんは、天気てんきのよい日ひにときどき干ほすようにしましょう。
- ② 暑あつくなつたり、寒さむくなつたりしたら、ふとんをとりかえましょう。
- ③ シーツやパジャマはときどき洗せんたくしてください。
- ④ 寝ねているとき、からだの調子ちょうしがおかしくなつたら、世話人せわにんに言ってください。

(7) からだのこと

- ① からだの調子ちょうしがおかしくなつたら、すぐに世話人せわにんにってください。
- ② 薬くすりを飲のんでいる人ひとは、決められた時間じかんに、決められただけ飲のむようにしてください。
- ③ 薬くすりのことでわからないことは、世話人せわにんに聞いてください。
- ④ 病院びょういんへ通かよっている人ひとは医者いしやのいうことを守まもってください。
- ⑤ 病院びょういんへのつきそいや、薬くすりをもらいにいくときは、世話人せわにんに相談そうだんしてください。
- ⑥ 京都協立病院きょうときょうりつびょういんにあなたのことをお願いねがしています。
- ⑦ あなたのことをよく知っている医者いしやがいれば、その人ひとに相談そうだんをすることもできます。

(8) いっしょに生活せいかつしている人ひとのこと

- ① ホームでいっしょに生活せいかつしている人ひとと、なかよくしましょう。
- ② もし、いっしょに生活せいかつしている人ひとから、あなたが嫌いやなことをされたら、世話人せわにんに話はなしてください。
- ③ 世話人せわにんがいないときに、いっしょに生活せいかつしている人ひとがケガけがをしたり、病気びょうきになつたら、いこいの村栗むらくりの木寮きりょうへ連絡れんらくをしてください。

(9) 自由じゆうな時間じかんのすごしかた

- ① 夕食ゆうしょくのあとや休みやすの日は、あなたの好きなことすをしてください。
- ② 仕事しごとが終おつたあとや、休みやすの日に開ひらかれる栗くりの木寮きりょうのサークル、聴覚障害者協会しょうかくしょうがいしやきょうかいの行事ぎやうじなどに参加さんかをすることもできます。ホームのとりくみではありませんので、行き帰かえりについては自分で責任せきにんをもってください。また、参加さんかするお金かねや夕方ゆうがたの食事しょくじについても自分じぶんのお金かねで支払しはらってください。
- ③ 地域ちいきのまつりや行事ぎやうじなどがあれば、あなたにお知らせしします。
- ④ 時々ときどきはホームで楽しいとりくみができるようにします。お誕生日会たんじょうびかいや、食事会しょくかいなど皆みなさんの希望きぼうをとりいれて行おこなうことができます。自分の気持ちきもちを他ほかの利用者りようしやや世話人せわにんに伝つた

え、楽しい時間になるようにいっしょに考えましょう。

(10) 買い物などで外にでかけること

- ① あなたが出かけるときは、世話人に行き先をいってでかけてください
- ② 自分で出かけられない人は世話人に言ってください。いっしょに行く人を探します。
- ③ あなたが外へ出かけているとき、困ったことがおきたら、すぐに栗の木寮へ電話をしてください。

(11) 新聞・雑誌・酒・タバコのこと

- ① 新聞はホームで一部とります。どの新聞にするかは、いっしょに生活している人と話しあって決めます。
- ② 雑誌や本は、あなたが好きなものを自分のお金でかってください。
- ③ お酒やビールは、飲んでもかまいません。ただ、あなたのからだがお酒を飲んでもだいじょうぶかどうか考えてください。また、いっしょに生活している人が困らないようにしましょう。
- ④ タバコは火事になるといけないので、いっしょに住んでいる入居者や世話人と話し合っ、て、決めたところで吸うようにしましょう。

(12) お金のこと

- ① あなたが、自分でお金をしまっておくことが心配だったら、世話人に相談してください。
- ② ホームへ払うお金は決められた日までに払ってください。
- ③ あなたが自分のものを買ったときは、自分のお金で払ってください。
- ④ 外で食事をしたり、きめられたお金よりよりも高いものを食べたり、使ったときには、高い分を払ってください。
- ⑤ あなたの持っているお金より、高いものを買わないようにしましょう。借りたお金は返さなければなりません。お金の貸し借りはしないようにしましょう。

(13) 仕事にでかける人

- ① 寝坊して遅刻をしたり、からだの調子が変わくて休むときは、あなたが連絡をしてください。
- ② 自分で連絡することがむずかしいときは、世話人に言ってください。
- ③ 会社や作業所で嫌なことがあったら、世話人に話してください。

(14) 手紙や電話・ファクスのこと

- ① あなたにきた手紙はそのままあなたにわたします。
- ② あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話（高い買い物の誘いなど）

でなければ、あなたに取り次ぎます。

- ③ ホームの電話・ファクスはつかうことができます。
- ④ あなたに会いにきた人は、あなたが会いたいといえは会ってもらいます。

(15) 選挙のことや役所のことなど

- ① 選挙のことで、役所からきたお知らせはあなたにわたします。
- ② あなたが自分で選挙に出かけることができれば、行ってください。
- ③ 行きたいけれども、自分で行くことができない人は、世話人に相談してください。
- ④ 役所や銀行などに自分で行くことができない人は世話人に相談してください。
- ⑤ あなたが役所にだす書類を書くことができなかったら、世話人がお手伝いします。

(16) 火事や地震おきたら

- ① ホームにいるとき、火事や地震がおきたら、あわてないで世話人の言うとおりにしてください。
- ② 火事ときは煙を吸わないようからだを低くして、早くホームの外へ逃げてください。
- ③ 地震のときは、ふとんをかぶったり机の下へもぐったりして、地震がおわるのを待ちます。地震がおわってからホームの外へ出てください。
- ④ 外に出かけているときに地震にであったら、まわりの人に助けてもらってください。そのあとで、ホームへ連絡してください。
- ⑤ ホームでは、役所や地域の消防署などのきまりにしたがって、火事や地震が起きたときどうするか決めてあります。

4・ホームに支払うお金のこと

(1) ホームの利用料について

毎月支払ってもらおうお金には、家賃、食費、電気、ガス、水道料金テレビ回線料金が入っています。そのうちわけは①コスモス寮は家賃:25,000円(1号室・2号室・4号室)17,500円(3号室)、食事(朝食250円、昼食200円、夕食500円で1ヶ月に食べた分)です。電気・ガス・水道などの光熱水費は実費です。家賃は物価の情勢などに応じて価格が変動することがあります。

(2) 利用者負担(定率負担)について

ホームの利用料以外に払ってもらおう、利用者負担(定率負担)があります。みなさんの障害程度区分に応じたサービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額となります。(個別減免等の負担軽減措置が別途あります。)利用者負担分は、市町村が発行する受給者証に記載された金額の範囲の額となります。

(2) ホームで立て替え払ったお金

あなたが自分のためにつかった代金を、ホームが代わりに払ってもらったときは、後から払ってもらいます。

5・困ったことや苦情があるとき

(1) ホームの生活のことで困ったことや苦情があったら、まず、世話人に話してください。

(2) 世話人や生活支援員に話をしても解決しなかったら、共同生活援助管理者に話してください。

(3) 管理者と他の人で話を聞いてもらえる(第三者委員)ので、あなたからくわしく話を聞きます。

(4) ホームでは、くわしく話を聞いてから、あなたといっしょに考えて、よくないことは改善できるよう努めます。

(5) それでも、あなたの気にいらないことが良くならなかつたら、次のところに相談してください。

<苦情受け付けの窓口>

① 当施設における相談・苦情の受付

○ 相談・苦情受付担当者

(職名) 課長 前川 恵子・山内 壮

○ 第三者委員

志藤 修史(当法人 監事)

○ 相談・苦情受付責任者

(職名) 施設長 吉田 航

○ 受付時間

毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00

② その他の苦情受付機関

京都府社会福祉サービス運営適正化委員会

所在地

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る

京都府立総合社会福祉会館5階

京都府社会福祉協議会内

電話番号

075-252-2152

③ 第三者評価の実施状況

直近の実施年月日

令和元年 10月19日

実施した評価機関の名称

一般社団法人

京都ボランティア協会

ひょうかけっか せうとかいご ふくしさをび すだいさんしやひょうかほ ー む ペーじ けっか こうひょう
評価結果においては、京都介護・福祉サービス第三者評価ホームページにて結果を公表
しています。

これまでに書いてあることがわかりましたか。わからないところがあったら、説明をした
職員・生活支援員にもう一度聞いてください。

書いてあることがよくわかったら、説明を受けたことをたしかめるため、次の利用者のとこ
ろに名前を書いて、印（ハンコ）をおしてください。

20 年 月 日

このホームを運営する事業者は、様がグループホーム「いこいの村・
コスモス寮」で生活をする事について、ここにかけられてあることを説明しました。

[事業者]

所在地 京都府綾部市十倉名畑町折紙田18-1

名称 グループホーム「いこいの村・コスモス寮」

[説明者]

職名

氏名

印

わたしは、この紙に書いてあることを事業者から説明を受け、グループホーム「いこいの
村・コスモス寮」のサービス提供開始に同意しました。また、この説明書を受けました。

[利用者]

住所

名前

印

[身元引受人]

住所

名前

印

(利用者との関係：

)

適用年月日 20 年 月 日より